

○奈良教育長 教育委員会協議会を開会いたします。

まず、委員それぞれの活動について、所感を報告したいと思います。

それでは、私から報告をさせていただきます。

私から2点報告をいたします。

一つは、2月3日土曜日でございますが、枚方市と枚方市教育委員会、それとNPO法人ひらかた環境ネットワーク会議の三者が共催をいたします「ひらかたエコフォーラム2018」がメセナひらかた会館で開催されました。第1部では環境保全や環境問題について、積極的に取り組んだ団体の表彰式が行われましたが、学校園の関係では、市長賞に、蹉跎西幼稚園、蹉跎西小学校、樟葉北小学校、菅原東小学校が選ばれ、教育委員会賞には、蹉跎幼稚園、樟葉西小学校、樟葉南小学校、田口山小学校、中宮中学校が選ばれました。受賞した学校園では、環境教育の一環として、子どもたちが環境問題について主体的に身の回りの環境問題について関心を持ち、環境の大切さについて考えていく取り組みを実践されておりました。

第2部は、ごみ減量に関する講演会が予定をされていたんですが、私は次のイベント会場に行かなければならず、ロビーで行われていました各企業や環境関連団体の取り組みを紹介するブースを覗いた後、係の方の勧めで、体験コーナーで自転車発電の体験をさせていただきました。手動ハンドルを回して白熱電球、蛍光灯LEDを回す体験をするのですが、白熱電球を回す時は力を込めなければ回せませんが、LEDの場合はほとんど力を入れずに回しただけで点灯したことには少し驚きました。LEDの電力消費量が少ないことは知識としては知っていても、実際に体験することで、その違いがよくわかり、感心しました。

ひらかた環境ネットワーク会議の皆さんは、このような体験学習を取り入れた出前授業もされているということです。これまでもいくつかの学校園で出前授業をされたということですが、まだ認知度が低いようです。各学校園が環境教育を充実させるためにも、このような出前授業を取り入れていってほしいと思いました。

同じく、2月3日に、全国高等学校ラグビーフットボール大会で優勝した東海大学付属仰星高校ラグビー部の優勝パレード及び報告会が、岡東中央公園で開催をいたしました。担当課でありますスポーツ振興課は、パレードの実施に当たりまして、関係機関との折衝や警備などの配備で、随分ご苦労をおかけしましたが、パレードや報告会には多数の来賓の方々や市民や関係者の皆様が参加され、選手へのインタビューや、スペシャルゲストの枚方市のPR大使でもあります川崎麻世さんによる監督や校長への花束贈呈などで大いに盛り上がり、地元枚方の仰星高校のラグビー部の快挙をたたえることができました。

私からは以上です。

続きまして、神田委員、よろしく申し上げます。

○神田委員 私からは、主に2点お話ししたいと思います。

1月27日に、第10回漢字をテーマに思いを伝える作文コンクールの表彰式と発表会に出席しました。

29日に、大阪府都市教育委員会研修会がありまして、兵庫教育大学大学院の谷田増幸教授の道徳教育の抜本的充実に向けてという講演が、来年度から小学校で教科となる道徳の学校での年間

指導計画や指導方法の工夫、評価のあり方について、具体的な進め方について話していただきまして、非常に勉強になりました。

さて、2月2日ですけれども、杉中学校英語科の1年生の公開授業を参観しました。このことについて述べたいと思います。

教室へ入りますと、子どもたちが元気でどのように授業が始まるかと思っていると、先生が教壇に立ちますと、さっと静かになり、集中していました。初めの単元は、25の重要な単語を使って、ビンゴゲームをしながら読むことができるようにするというものでした。ゲームをしながら習得していくという授業で、指導者の中村先生はほぼ英語で説明し、生徒たちも同様に受け答えをして、ほぼオールイングリッシュに近い授業でした。新しい単語を学ぶとか、ビンゴを楽しむという、学習の目当てをきちっと書かれまして、展開場面で二人ペアでのリーディングを多く取り入れて、全体で発表していくと。目当てに向かって、生徒が楽しく取り組んでいる姿がとても印象的でした。コミュニケーション活動の取り入れ方など、いくつかの課題がありましたが、生徒が先生の進める方向にどんどん惹きつけられて、50分間が短く感じられた授業でした。英語科では、デジタル教科書を活用する授業を何度か見ましたが、教師の英語力で進める授業はとても指導力が必要であるとともに、授業を見ていると、学習指導が積極的な生徒指導であるということも改めて思いました。この公開授業後、研究協議会と講演がありまして、研究協議会では教科ごとに、全教職員が参加しておりましたので、教科ごとに6つのグループに分かれて、主体的・対話的な学びに向かわせるにはどうするとか、どのような仕掛けや工夫があったら良いとか、それぞれの教科でどのように活かすことができるか、そういう共通したテーマについて話し合われました。杉中学校は少し大きい学校ですので、6人の英語科の教師がおり、このグループごとに英語科の先生が入って、授業の流れについて、英語科と他教科との関連を進めながら授業を解説しながら進めていました。中学校での研究協議会としては非常に良いスタイルだと思いました。中学校では、全教職員が参加する研究授業とか協議会ができない理由によく教科の壁があるということをおっしゃっていましたが、杉中学校の英語科の公開授業や研究協議会を見ていると、教科に共通する授業のポイントとか、自分ならどのような発問をするとか、共通することについて協議されて、教科の壁をなくするように工夫されておりました。

講演は、関西外国語大学の英語科教育法の教授であります新里眞男氏でした。どの教科でも求められている主体的な学び、対話的な学び、深い学びについて、ご講演されたわけですけれども、公開授業をもとに、どの教科にもわかるように話されました。中学校の教師をされ、文部科学省の教科調査官をされていたということで、授業についての改善点など、とても具体的でわかりやすい講演でした。

全国学力テストや学習状況調査から、枚方市の中学校では教科部会を時間割に位置づけて、教科での公開授業や全体での研究授業を行って、授業改善を進めることが求められております。杉中学校の公開授業では教科会にも、公開授業の前の教科会にもこの新里教授を招いて指導を受けておられて、そして指導案を教科会で検討して、策定されているということでした。

杉中学校、昨年度の公開授業も行きまして、いろいろ課題もありまして、その反省から、國光校長から、今回はぜひ参観してもらいたいという話がありましたので行きましたが、H i r a k

a t a 授業スタンダードに基づいた指導案と授業展開で、昨年度とは見違えるほど改善されました。今年度から取り組んでいる枚方市の研究指定校の学力向上研究モデル校の取り組みが、他の中学校でも一步一步取り組まれていることを紹介しまして、所感とします。以上です。

○奈良教育長 ありがとうございます。

続いて、吉村委員、お願いします。

○吉村委員 私は、1月27日、第10回漢字をテーマに思いを伝える作文コンクール、並びに、1月29日、ホテルアウィーナでありました兵庫教育大大学院の谷田教授の特別の教科の道徳の全面実施に向けてということで、主に評価等について非常に示唆深い話を聞かせていただきました。

まず、27日の漢字をテーマに思いを伝える作文コンクールですけれども、第10回ということで多くの作品があり、非常にスタイルが定着してきたと思っております。自分の思いでしっかりと短い中で語っていくということが本当に素晴らしいと思いました。

ちなみに、こういう漢字をテーマにという形での発表ですけれども、読んだ后感想文を書くというように、文章を書くことに連動させていけば、読書活動の充実への一つの大きなきっかけになります。小学校における図書館の利用率等については非常に高いと聞いておりますが、中学校では激減し、高等学校ではさらに激減していく。図書館に行かないという傾向に全国的になっています。では、小学校で培った図書館を利用するというのがなぜ中学校では減るのかという分析も必要ですし、枚方市は数年前から学校へ図書館専門職員を配置しており、次年度、全ての学校に配置されると聞いております。配置されただけでいいのかということではなくて、小学校からの接続でいかに魅力ある図書館を運営しながら、中学生の本離れ、活字離れに少しでも歯どめをかけて、自分が読んだものを伝える。例えば文章に残す、感想文にする、家族で話し合う、あるいはクラスメートと話し合うという、さりげないことの中に、そういうことが活かされていけばいいと期待を持っております。

29日の道徳の教科化の話の中で、最終的に私が感じたのは、道徳という特別な教科の中の評価というのではなくて、全ての教科、学校生活全てに道徳という部分はベースにあるということです。ですので、教職員が特に意識をして、道徳だからというように教科を意識するのではなくて、自然に子どもたちと接するという、その基礎を各教科で持っていただく。あるいはこれを義務教育から高等学校につなげていくという視点が大事だと感じました。

以上、所感です。

○奈良教育長 ありがとうございます。

続きまして、橋野委員、お願いします。

○橋野委員 4月21日に、「第5回こころをつたえよう！ひらかた朗読大会」に審査委員として出席しました。子どもたちは冬休みやお正月も練習で大変だったことと思います。指導された先生方やご家族の皆様、ありがとうございます。出場した子どもたちは堂々と朗読し、練習の成果を出し、かわいい声、きれいな声、心に響く声で、たくさんの朗読を聞かせていただきました。審査委員長の端田宏三先生は、朗読は文章の流れ、作者の気持ち、その作品を好きになり、聞いてくれたみんなを楽しませると助言していただき、マナーのいい朗読会でしと言われていました。30名の応募中、藤阪小学校の出場数が7名と多く、昨日、藤阪小学校を訪問させていただき

ました。教頭先生とルプラ昌子先生が児童に、朗読大会があることを給食の放送などで伝え、保護者の方々も子どもたちの出場したいという思いに応え、申し込まれたようでした。

3年1組のルプラ先生の国語の授業を見させていただきました。優秀賞をとられた原田奏音さんは、私に気づき、少し照れくさそうにしていました。お勧めの本を紹介するという授業で、目当ては「自分の言葉で発表しよう」でした。一生懸命考えるのですが、大好きな本をみんなに伝えたくて、本を丸写しするような児童が多かったように思いました。ルプラ先生は、その時々に応じて、時間の取り方、その子に合った指導、声かけをされていました。みんなが本に親しんでいるようで、グループになり、お友達のお勧めの本を交換して読んでいる姿がとても印象的でした。最後には、グループから1名前を出て、好きな場면을発表してもらおうのですが、みんなが発表したくて、グループみんながじゃんけんで決めているところがとても意欲的なクラスで、やはりルプラ先生が児童をよく褒めていることがわかり、とても嬉しくなりました。原田奏音さんの好きな場面の朗読では、クラスみんなが聞き入り、惹きつけられ、その本の先を知りたくなる朗読を披露してくれました。子どもたちが一冊でも多くの本と出会い、その本を理解し、豊かな心を育ててほしいと思いました。

以上です。

○奈良教育長 ありがとうございます。

谷元委員、お願いします。

○谷元委員 2点、報告します。

初めに、1月27日の第10回漢字をテーマに思いを伝える作文コンクール、表彰式発表会についてです。

表彰式の後、優秀賞、最優秀賞を受賞した児童・生徒が作文を発表しました。受賞された作文はどの作品も漢字をテーマに自分の思いを綴った素晴らしい作品ばかりでした。一つの漢字や熟語から子どもたちの経験や体験、調べたことから感じた思い、言葉が持つ力、家族とともに喜び、悲しむ姿、何かに挑戦する勇氣、思春期の悩みや友情、自分の気持ちと向き合うことの大切さなど、どの作品も素直に表現していました。子どもたちの大人とはまた違った発想、視点、想像力、洞察力に驚かされると同時に感心し、教えられることも多いと感じました。各学校では、言語能力の確実な育成に向け、主体的・対話的で深い学びの充実を図るため、実践研究を進めています。漢字をテーマに思いを伝える作文コンクールは、子どもたちの学校生活や日常生活の中から学んだことを思考し、表現し、語彙力を身につけるなど、作文を通して発表できる素晴らしい舞台であると改めて認識した次第です。審査員の方を初め、学校関係者や教育委員会の皆様に感謝いたします。ありがとうございました。

次に、2月2日に行われた杉中学校の公開授業についてです。

杉中学校は、枚方市から学力向上推進事業の指定を受け、学力向上委員会教科部会を軸としたわかりやすく魅力ある授業づくりに取り組んでおられます。公開授業は1年生の英語科で、「重要単語を使って読むことができる」という目標設定で授業が展開されました。1年生の3学期の授業でしたが、授業者はオールイングリッシュの授業を目指し、生徒たちもゲームを中心にした授業に積極的に取り組んでいました。50分の授業が短く感じられ、授業後、生徒たちは楽しかつ

た、面白かったと話しながら教室を出ていく姿が印象的でした。授業者の中村先生は7年目の先生で、杉中学校は2校目だということです。國光校長先生は、中村先生について、非常に熱心で、生徒からの信頼も厚く、常に生徒とコミュニケーションをとりながら授業を進めている素晴らしい先生だと褒めておられました。

研究協議は、「明日からの授業が変わる研究協議」と題して、四つの授業を見る視点を決め、活発に意見交流をされていました。指導助言者である関西外国語大学、新里眞男教授は、英語を学んだら英語を使えないと意味がない。そのためには伝えたいメッセージと言語を結びつける必要がある。授業では英語で話せるようになるために、コミュニケーション活動を毎回の授業に取り入れなければならない。オールイングリッシュといっても、教師の一方通行ではなく、双方向のコミュニケーションが必要であると言われました。今日の授業でどれだけコミュニケーションの時間があったのか。ペアで対話をしたり、単語ではなく、文章で先生の質問に答えたりしながら、生徒が主体となる授業を実践してほしいと指導助言されました。主体的・対話的で深い学びの授業実践を推進し、さらに授業の工夫改善をしてもらいたいと思いました。

以上です。

○奈良教育長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの報告案件ですが、案件1について説明をお願いします。

小菅教育総務課長。

○小菅教育総務課長 それでは、案件の1、平成30年度教育委員会機構改革の実施について、ご説明をいたします。

協議会資料の1ページをごらんください。

項番の1. 政策等の背景・目的でございますが、現下の社会的状況に対応するため、必要な体制の整備を図ることを目的といたしまして、平成30年度の教育委員会における機構改革を実施するものでございます。

2. 内容につきましては、資料の2ページをごらんください。

平成30年度教育委員会機構改革（案）でございます。左側ですが、平成29年度現行の体制でございます。真ん中の列が平成30年度の体制（案）でございます。

まず、枚方市人事行政制度調査審議会の中間報告も踏まえつつ、コンパクトで機動力のある組織への転換に係る体制の整備を図る観点から、中段の学校教育法におきまして、「教育推進室」の室組織を廃止するとともに、学校教育部の総務担当課を学務課に変更するものでございます。

次に、より効率的・機能的な事務執行体制の整備の観点から、上段の管理部におきまして、組織の目標をよりわかりやすく示すため、管理部、教育総務課、教育環境整備室、学校給食課をそれぞれ「総合教育部」「教育政策課」「まなび舎整備室」「おいしい給食課」に改称いたします。

また、教育環境整備室から学校規模調整課を独立させ、学校統合に関する事務に専念させるものでございます。

下段の社会教育部におきましては、記載のとおり、事務分掌に所要の文言修正を行うものでございます。

こちらの1ページにお戻りください。

項番の3. 実施時期等につきましては、平成30年度定期人事異動にあわせて実施をいたします。  
項番の4. 総合計画等における根拠・位置付け及び項番の5. 関係法令・条例等は記載のとおりでございます。

なお、参考といたしまして、資料の3ページから5ページまでの市長部局における機構改革の案をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、平成30年度教育委員会機構改革の実施についての説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等、ありますか。

神田委員。

○神田委員 社会教育部の社会教育課の事務分掌に「子ども・青少年に対する社会教育に関すること。ただし、他の課の所管にするものを除く」とあり、4ページの子ども青少年部に、子ども青少年政策課があり、社会教育の加味するものがここに書いてありますが、どういう業務なんでしょうか。

○奈良教育長 山口社会教育部次長。

○山口社会教育部次長 もともと社会教育法に、子ども青少年に関する教育には列挙されておりましたが、社会教育課のほうでも講座等は実施しておりますが、事務分掌上、青年教育、人権教育、青少年教育という言葉が抜けておりました。重複する部分があるんですけども、社会教育法としてもやるので、これはしっかりと明記しておこうということで、今回改正しました。具体的な事業となりますと、青少年の問題協議会で扱う部分は子ども青少年部になりますし、青少年の薬物乱用やそういった対策関係は青少年部ですけども、青少年に対する人権などを対象とした社会教育関係の講座は社会教育部でも実施します。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 そういう事業がそれぞれあるということですので、その辺をしっかりと明確に、その業務がお互いの課がしやすいような形で、共通理解して、縦割りにならない形でやっていただきたいと思います。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等、ありますか。

本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件2について説明をお願いします。

前村学校給食課長。

○前村学校給食課長 案件2、今後の学校給食について、ご説明いたします。

協議会資料、7ページをごらんください。

1. 政策等の背景・目的及び効果ですが、老朽化の進む小学校給食単独調理場について、第三学校給食共同調理場老朽化対策事業が完了し、単独調理場の整備の間における共同調理場からの配送体制が整う平成32年度から、順次整備を行うものでございます。

これらの単独調理場の整備方針及び運営形態についてお示するとともに、中学校給食の全員喫食の実現に向けての方向性についてお示するものでございます。

2. 内容につきましては、別紙8ページをごらんください。

昨今は、社会的な背景が変遷し、行政が担うべき役割も拡大する中、今後の学校給食において

も、このような社会背景、行政課題を踏まえた対応が求められています。

このため、現在早急な対応が必要な「小学校給食単独調理場の老朽化対策」と「中学校給食の全員喫食」についてもこの考え方にに基づき、行政の役割と責任を踏まえた効率的な行政運営を図る観点から、民間活力の更なる活用による効率的な運営の確保と、より一層の安全・安心の確保、学校給食の魅力の向上、調理業務委託の適正管理などの取り組みを進めているものでございます。

I 小学校給食単独調理場の老朽化対策といたしまして、1. 小学校給食調理場の現状についてですが、ページ下段の図式をごらんください。

現在は、第一学校給食共同調理場と単独調理場の7校にドライシステムが導入されています。平成30年度と平成31年度にかけて、第三学校給食共同調理場の老朽化対策事業と香里小単独調理場のドライ改修を行い、平成32年度には蹉跎西小学校の共同調理場、春日小学校、藤阪小学校の親子方式調理場、香里小学校の単独調理場にそれぞれドライシステムが導入されることとなります。この時点において、単独調理場14か所、親子方式調理場3か所についてはドライシステムが未導入のため、学校給食衛生管理基準に基づくドライシステム導入のための整備を行う必要がございます。

なお、第三学校給食共同調理場の老朽化対策と香里小学校の単独調理場の改修については、昨年2月の文教委員協議会でご報告しました内容でございます。共同調理場等に改築、改修する単独調理場6か所と、ドライシステムを導入する香里小学校単独調理場の計7か所の運営形態については、その後に整備を進める他の単独調理場と合わせて検討を進めるとご報告をさせていただいております。

その後の検討を進める中で、最初に整備が完了する招提小学校については、平成30年度の2学期から親子方式での運用を開始することを踏まえ、本日の教育委員会協議会では、これら7か所の運営形態と合わせて、他の単独調理場の整備や運営形態についてご報告するものでございます。

9ページをごらんください。

2. 単独調理場の整備手法についてですが、整備手法については、小学校給食・中学校給食全体を見据えるとともに、議会からは効果的な調理場整備及び運営を図る観点からのご意見をいただいたことも踏まえ、再度検討を行い、以下のとおり整備することといたしました。

(1) 整備対象校といたしまして、「小中学校給食調理場の整備手法等に関する方針」では、「将来的な児童数の推移を注視する中で、一定の食数規模が300食に満たない調理場については、共同調理場からの配送への転換を含め、計画的な整備に向けた検討を進める」こととしています。

このため、東香里、川越、樟葉北については、今後の児童数の推移を注視することとし、14校のうち次の単独調理場11か所を整備対象といたします。

また、現在、ドライシステム未導入のまま親子方式に転換の整備を進めている3か所の調理場については、11か所の単独調理場の整備に引き続き、ドライシステムを導入することとしております。

(2) 整備内容といたしまして、2行目後半ですが、整備に要する経費・工期を縮減する観点から、既存の調理場建物を活用する長寿命化改修を基本とします。

なお、第三学校給食共同調理場の老朽化対策事業では、5か所の単独調理場について親子方式

の調理場に転換することから、様々な観点からの検証を行います。その後の単独調理場整備についても同様に親子方式の検討を行うことといたします。

(3) 整備時期及び整備順序といたしまして、実施時期については、第三学校給食共同調理場老朽化対策事業が平成31年度に完了し、単独調理場の整備の間における配送体制が平成32年度から整うことを踏まえ、1校目は平成30年度に整備対象校を選定、平成31年度に基本・実施設計、平成32年度に整備工事、2校目は平成31年度に整備対象校を選定、平成32年度に基本・実施設計、平成33年度に整備工事と、3校目以降についても順次、基本実施設計、整備工事を計画していきます。

整備順序については、築後年数を基本とし、対象校選定の時点における調理場建物の躯体や配線・配管の老朽化の状況、大型厨房機器の更新の必要度、共同調理場からの配送可能食数と当該校の児童数などを踏まえて、整備対象校を選定することといたします。

なお、菅原小学校の単独調理場は約180㎡と、他の単独調理場の約300㎡と比較して、建物面積が狭隘であることから、ドライ改修のためには調理場建物の敷地を拡張する必要があります。このような中、先般、隣接の民地所有者から買い取りの申し出があったことから、平成30年度に取得する方向で現在手続きを進めておりますので、ご報告いたします。

10ページをごらんください。

3. 民間委託の推進といたしまして、3行目中ほどからですが、一括大量調理における効果的・効率的な運営をより一層図る観点から、平成32年度以降に整備を行う単独調理場については、調理員の在職人数の推移状況を踏まえながら、順次、民間委託を推進することといたします。

なお、民間委託への移行を円滑に行う観点から、調理員の退職不補充とあわせて進めることとし、単独調理場14か所と親子方式調理場5か所を民間委託とした場合における民間委託率は88.9%になると見込まれます。

また、その後の運営形態など、学校給食のあり方については、その時点の状況等を踏まえ、更なる検討・検証を行うことといたします。

11ページをごらんください。

II 中学校給食の全員喫食の方向性といたしまして、1. 全員喫食の実現に向けての検討についてのこれまでの経過ですが、平成28年4月に選択制共同調理場ランチボックス方式で開始した中学校給食について、全員喫食の実現に向けて検討を進めています。第一学校給食共同調理場の食数規模6,000食を活用するとともに、残る6,000食分の実施手法として、共同調理場方式と民間調理場活用方式について比較検討を行い、施設整備費や早期実施の点において民間調理場活用方式に優位性があることから、民間調理事業者の意向調査を行うなど、民間調理場活用方式への実施可能性について調査・研究を行いました。

本市では、国が定める学校給食衛生管理基準の「調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できるように努めること」の規定に基づき、適切な運用を図る観点から、市内に調理場を整備した経緯があり、調査結果及びこれまでの経緯を踏まえ、C方式を前提として検討を行いましたが、用地確保、契約方法、財源などに課題がございます。

2. 全員喫食の実現に向けての今後の方向性ですが、このような中で、市議会での一般質問の

質疑において「全部民間調理場活用方式」や「全部第一共調活用方式」などのご意見をいただいたことを踏まえるとともに、提供方法（ランチボックス方式と食缶方式）の見直しも踏まえ、「小中親子（食缶）方式」などの新たな手法について、あわせて検討対象といたします。

なお、整備に要する経費や工期に加え、効率的な運営の確保、より一層の安全・安心の確保、学校給食の魅力の向上、調理業務委託の適正管理など、行政の役割と責任を踏まえた効率的な行政運営を図る観点から比較検討を行い、本年9月を目途に議会に検討状況を報告するとともに、平成30年度末を目途に全員喫食実現に向けての取り組み予定をお示しいたします。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。

3. 総合計画等における根拠・位置付け及び4. 関係法令・条例等につきましては、記載のとおりでございます。

参考といたしまして、単独調理場1か所あたり約2億6,840万円、親子方式調理場1か所あたり約3億3,920万円を見込んでおります。

説明は以上になります。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等、ありますか。

神田委員。

○神田委員 11ページ、II 中学校給食の全員喫食の方向性の2の2行目に提供方法（ランチボックス方式と食缶方式）の見直しも踏まえ、「小中親子（食缶）方式」など、新たな手法について検討対象という文言があるんですけど、ここはどのような内容なのでしょう。

○奈良教育長 前村学校給食課長。

○前村学校給食課長 今後、整備を行う予定としております11か所の単独調理場についてですけれども、これらを親子方式の調理場に転換することによって、中学校への配送も合わせて行うといった手法を、小中親子の食缶方式といいます。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 全員喫食について、新方式を前提として検討してきましたが、用地確保、契約法、財源などに課題があるということで、こういう方法を考えられたと思うんですけども、そういう方式も踏まえながら下から2行目に「本年9月を目途に議会に検討状況を報告するとともに、平成30年度末を目途に全員喫食実現に向けての取り組み予定をお示しします」とありますが、これは平成30年度末に実際に全員喫食をするということなのか、取り組みの方向性を示すのか。どう読み取ったらいいのでしょうか。

○奈良教育長 前村学校給食課長。

○前村学校給食課長 今後、これまで検討してきました手法に加えまして、先ほど申しましたような小中親子ですとか、様々な手法について、改めて検討させていただいて、その後の実現に向けての方向性をお示しするというのを来年3月ということと予定しております。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 そうしますと、平成30年末に実施ではなくて、今後の方向性ということですね。

○前村学校給食課長 そうでございます。

○神田委員 今、喫食率が32、3%でずっと推移してると思うんですけども、これを全員喫食と

なりますと、かなりの量になりますので、文言の中で読み取りますと、難しいと思っていました。平成30年度を目途に全員喫食に取り組み予定、と読んだら先の話という言い方もできるんですけど、そのところを聞いてみたいと思ったので確認しました。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等、ありますか。

本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件3について説明をお願いします。

千原教職員課長。

○千原教職員課長 それでは、案件3、枚方市少人数学級充実事業について、ご説明いたします。

協議会資料12ページをお開きください。

まず、1. 政策等の背景・目的及び効果ですが、府内の公立小学校では、小学校第1学年及び第2学年で、既に1学級35人以下の少人数学級編制が導入されていますが、本市では、平成24年度から「枚方市少人数学級充実事業」として、第3学年までを対象に、また平成27年度からは対象学年を第4学年までとし、支援学級在籍児童を含んで、1学級35人以下とする市独自の少人数学級編制を実施してまいりました。

本事業につきましては、国・府の動向を注視し、現在、その効果を検証しており、児童の様子や教師の指導に肯定的な変化が見られ、基礎基本の習得にもよい効果が現れていることから、引き続き、平成30年度も効果検証を進めてまいります。

一方で、第5、第6学年においては、様々な指導方法・指導形態の充実により、子どもたちの「生きる力」の育成を図っておりますが、支援学級在籍児童が大幅に増加する中、交流・共同学習を行う時に、実質、40人定員の1割を超える状況が生じるという課題があります。第5、第6学年につきましては、継続して少人数指導や一部教科担任制等、指導方法・指導形態に工夫を図るとともに、その課題解決を図る一つとして、平成30年度からこれまでの第4学年までの市独自の少人数学級編制を拡充し、第5、第6学年においては、支援学級在籍児童を含んで、1学級40人以下とする少人数学級編制を実施するものでございます。

次に、2. 拡充内容ですが、新たに第5、第6学年を対象として支援学級在籍児童を含んで1学級40人以下とする市独自の少人数学級編制を実施し、学級数が増える学校に任期1年の市費任期付講師を配置いたします。このことにより、その下にあります表によりますが、現時点における平成30年度見込みといたしまして、第1学年から第4学年までの現行の少人数学級充実事業により、53名の市費任期付講師を配置する予定ですが、これに加えて、第5、第6学年において、1学級40人以下とする市独自の少人数学級編制を実施することにより、それぞれ2学級、計4学級の増加となり、4名の市費任期付講師を配置することとなります。

次に、3. 実施時期でございますが、平成30年4月からを予定しております。

4. 総合計画等における根拠・位置付け及び5. 関係法令・条例等につきましては、記載のとおりでございます。

6. 事業費・財源及びコストにつきましては、拡充分としまして、計2,200万円と試算しております。

以上、簡単ではございますが、枚方市少人数学級充実事業についてのご説明とさせていただきます

ます。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等がありますか。

吉村委員。

○吉村委員 おそらく独自で任期付市費の講師を採用されていくと思うんですけども、いい人材を採用するということはまさにその通りで、子どもたちにとっては正規の先生も講師も全て先生という認識だと思います。教員としての資質をしっかり持った方をぜひともしっかりと採用していただきたいというのと同時に、講師として頑張る方も多いと思いますので、ぜひともこういう方をしっかりサポートをして、採用試験合格後は枚方市に戻って、正規の先生として活躍いただけるような支援等を今後取り組んでいただけたらありがたいと考えているんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○奈良教育長 千原教職員課長。

○千原教職員課長 質の高い人材の確保については、選考において面接等を行って、実施をしております。また、講師として採用された場合は、その1年間の中で教育研修課において、年間12回、今年度実績であれば12回の市独自の任期付講師対象の研修を行っており、資質向上に努めているところでございます。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等がありますか。

神田委員。

○神田委員 このいわゆる支援学級在籍児童を含んでの40人というのは、それなりの効果を検証していただく必要はあると思うんですけども、今、3、4年生が35人学級、市独自で16名、23名の任期付講師の先生がおられるわけですが、この中に35人学級を超えた、いわゆるその支援学級を含んでいるための学級措置をしている人数も入っているわけですね。

○千原教職員課長 はい。

○神田委員 これは、16名、23名のうち、何名が35人学級を超える人数で支援の子どもに入っているんですか。

○奈良教育長 千原教職員課長。

○千原教職員課長 すみません、具体的なそれぞれの学年の中で支援学級を含んでの部分での措置はまた調べてお答えさせていただきます。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 今後の支援学級を見てますと、かなり増えている状況ですので、今年は5、6年で4名の2,200万円で行けたと思うんですけども、今後人数がさらに40人学級でも支援学級を含むとかなり増えてくると思います。その財源の見通しはどう持っておられますか。

○奈良教育長 千原教職員課長。

○千原教職員課長 この対象学級につきましては、年度ごとに非常に変動がありまして、平成30年度は今のところ5、6年生については4学級見込んでおりますが、平成31年度につきましてはもう少し増える見込みです。ただ、これにつきましても、実際に次年度になった時にどうなるかというところはまだまだ精査が必要なところですが、委員ご指摘の通り、財源確保についてはしっかりと行っていく必要があると考えております。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等がありますか。

神田委員。

○神田委員 少人数学級とは間接的なことになるんですけども、国で少人数加配教員が配置されております。小学校で大体1名、複数校は9校配置されていると聞いております。先日、校長面談で色々資料をいただいて、少人数指導加配教員の配置を見ますと、3～6年生まで幅広いです。本来6年生なり5年生なりに、国の加配教員が配置された状況があったんですけども、3年生、4年生に配置して、少人数指導をしているという学校も多く見られました。40人学級で、非常に人数が多い学級で習熟度などで分けて指導するのが本来の活用ではないかということでやりとりしたんですけども、学校の状況で色々あると思うんですね。いわゆる3、4年生の基礎的な学力をつける時に少人数指導してますと。35人学級で、さらに分割しているわけですね。そういう必要性和、6年生の高学年で40人学級で多人数で授業をしていると。その中で中学校に学力をしっかり保障していくという観点から、少人数指導も充実していく必要があると今話をさせていただきました。40人を超えた場合は学級を増やすことはいいことですが、少人数学級編制と少人数学級指導を教育指導課とも連携を図りながら、学校の事情は色々あると思うんですけども、効果的に活用できるように、また考えていただきたいと思います。

○奈良教育長 他にご質問、ご意見等、ありますか。

本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件4について説明をお願いいたします。

早崎学務課長。

○早崎学務課長 案件4、市立幼稚園の保育料における第3子以降の無料化について、ご説明いたします。

協議会資料、13ページをごらんください。

1. 政策等の背景・目的及び効果でございますが、本市では、「安心して2人目、3人目を産み育てることができるまち」の実現に向け、定住促進・人口誘導対策や少子化対策に取り組んでおります。

今回、多子世帯の保護者負担の軽減を図り、また子育てしやすい環境の整備を進めるため、市立幼稚園の保育料における「第3子以降の無料化」を実施するものです。

次に、2. 内容ですが、多子世帯の保育料につきましては、現行の制度においては小学校第3学年までの子どものうち、最年長の子どもから数えて2人目以降の保育料を軽減しております。また、年収約360万円未満相当世帯におきましては、この年齢制限を撤廃して2人目以降の保育料を軽減しております。今回、所得に関わらず、この年齢制限を撤廃し、3人目以降の保育料を無料とするものです。

裏面の14ページ、第3子保育料無料の考え方をごらんください。

三つの世帯構成を例に挙げてお示ししております。上段の世帯構成(例1)では、保育料の年齢制限を超える小学校4年生の子どもが1人、市立幼稚園に在籍する子どもが2人、計3人の子どもがいる世帯でございます。現状の保育料の考え方では、年収360万円未満の世帯では年齢制限を適用せず、最年長の子どもを第1子とし、市立幼稚園に在籍する第2子は概ね半額、第3子

は無料となりますが、年収360万円以上の世帯では年齢制限のため、第2子は第1子扱いとなり、満額の保育料、第3子は第2子扱いとなり、概ね半額の保育料が必要となります。今回の改正は、この年収360万円以上の世帯においても、第3子以降がいる場合は年齢に限らず、一番上の子どもを第1子とカウントするため、第3子が無料となります。ただし、第2子は従来どおりの方法でカウントするため、例1の場合、第1子扱いとなり、保育料は満額になります。中段の例2では、保育料の年齢制限を超える子どもが2人、市立幼稚園に在籍する子どもが1人の場合を。また、下段の例3では、保育料の年齢制限を超える子どもが1人、保育料の年齢制限以下の子どもが1人、市立幼稚園に在籍する子どもが1人の場合をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

恐れ入りますが、資料13ページにお戻りください。

3. 実施時期は、平成30年度の保育料決定時期である平成30年9月分からの適用を予定しております。

4. 総合計画等における根拠・位置付け。及び6. 関係法令につきましては、記載のとおりです。

5. 事業費につきましては、歳入として、本市が徴収する保育料がこの改正によりまして、527万6,000円の減額となります。なお、平成30年度につきましては、7か月分、307万8,000円の減額となります。

枠内に、参考として、今後の予定を記載しておりますが、2月14日に開催される文教委員協議会におきまして、市立幼稚園の保育料における第3子以降の無料化について、報告いたします。

以上、簡単ではございますが、市立幼稚園の保育料における第3子以降の無料化についてのご説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等がありますか。

ご質問等がないようですので、本件については説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件5について説明をお願いします。

黒田教育指導課長。

○黒田教育指導課長 続きまして、案件5、コミュニティ・スクール推進事業の実施について、ご説明いたします。

教育委員会協議資料、15ページをごらんください。

1. 方針等の背景・目的及び効果ですが、コミュニティ・スクールとは、文部科学省において、学校運営協議会制度を導入した学校のことです。この学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく制度であり、これまでの法律では「学校運営協議会を置くことができる。」とあったものが、平成29年4月1日改正により、「学校運営協議会を置くように努めなければならない。」と定められるなど、設置に向けた国の積極的な姿勢が示されております。同法律及び国の動向を踏まえ、枚方市の教育振興基本計画においても、「地域とともにある学校づくりの推進」を基本方策6として定めております。この地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び基本方策6につきましては、資料16ページ下のところに、参考として掲載しておりますので、ご参照ください。

15ページにお戻りいただきまして、2段落目ですが、この枚方市教育振興基本計画の具体化に向け、保護者や地域住民の理解や協力を得ながら、各学校において特色のある教育活動を展開していくため、コミュニティ・スクールを設置し、学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の構築に取り組みます。

今後、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会の委員を教育委員会が任命し、学校運営や運営への必要な支援に関して協議する学校運営協議会をすべての学校に設置することを目指すものでございます。

2. 内容ですが、(1) 学校運営協議会につきましては、①教育委員会が学校運営協議会委員を任命し、学校運営協議会を設置します。②学校運営協議会の役割につきましては、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。学校運営について、校長や教育委員会に意見を述べる。協議の結果について、地域住民や保護者に情報提供を行うなどになります。

なお、詳細につきましては、今後、学校運営協議会に関する枚方市教育委員会規則等において定めてまいります。

また、(2) その他の取り組みとしまして、①コミュニティ・スクールを推進するにあたり、学校運営協議会委員等に対する研修会の実施。②文部科学省主催のフォーラム等に校長や学校運営協議会委員が参加することも予定しております。

18ページ、枚方市におけるコミュニティ・スクールのイメージ(案)をごらんください。

まず、中央左の囲み部分ですが、学校運営協議会には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律47条6の第2項に、1号委員から4号委員を任命することとなっており、それぞれ図中に記載の校区住民、保護者等を任命することを考えております。

学校運営協議会と学校校長との関係ですが、図の中央部分、矢印をご覧ください。

上から、校長が毎年度作成する学校運営の基本方針、教育計画を提示・説明し、学校運営協議会が共通認識をもって、これを承認します。

次に、学校運営について、校長から学校運営協議会に対して説明を行い、それに対して学校運営協議会が意見・支援を行います。

そして一番下ですが、校長は学校運営の自己評価を学校運営協議会に提示・説明し、学校運営協議会はそれに対する評価、いわゆる学校関係者評価を行います。

学校運営協議会による意見・支援の例は、図の右側にありますように、見守活動、学習活動、教材整備など、学校運営全般に係る内容となります。この考え方のもと、教職員の個別の人事事項については、意見の対象外とすることを考えております。

実施にあたりましては、本市では、全小学校区に校区コミュニティ協議会が組織されており、その活動状況や学校との連携、共同体制が構築されていることなどから、まずは小学校にコミュニティスクールを設置し、中学校、幼稚園につきましては、小学校における推進状況を踏まえて検討することを考えております。

また、現在、枚方市では、全学校園に学校評議員制度を導入しておりますが、今後、学校運営協議会を設置する小学校におきましては、これを廃止することとなります。

15ページにお戻りください。

3. 実施時期等ですが、平成30年3月中旬の教育委員会定例会で、学校運営協議会に関する枚方市教育委員会規則を制定し、4月に学校運営協議会委員の選出等について校長に依頼、5月以降、実施可能な小学校から学校運営協議会委員を任命し、順次、コミュニティスクールとして取り組みを開始する予定としております。

16ページ、裏面にお移りいただき、4. 総合計画等における根拠・位置づけ、5. 関係法令・条例等については、記載のとおりでございます。

6. 事業費・財源及びコストですが、平成30年度につきましては、実施可能な小学校からコミュニティスクールを設置することから、現時点では5校程度を想定して、予算を計上しております。

予算の内訳としましては、学校運営協議会委員の報酬を、年額1人あたり1万2,000円で、計30万円、研修会の講習者金を1回あたり3万円の9万円等、合計83万4,000円となります。このうち、国からの補助として、対象項目、報償・消耗品費を除く経費の3分の1の補助、金額にして、16万8,000円を見込んでおります。

参考として、今後の予定を記載しております。

以上、簡単ではございますが、コミュニティ・スクール推進事業の実施についての説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等がありますか。

谷元委員。

○谷元委員 2点、質問させてもらいたいと思います。

先ほど、教職員の任用についてありましたが、国が示しているコミュニティ・スクールは教職員の任用に関して、教育委員会制度に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができるとありますが、このことについてはどう考えておられるのかをお伺いします。

○奈良教育長 黒田教育指導課長。

○黒田教育指導課長 教職員の任用につきましては、教職員の異動や退職など、個別の人事事項については意見の対象外とすることを考えております。各学校、地域の特性を生かした教育活動を充実するための教職員配置と、例えば英語教育に力を入れたいので、その取り組みを推進するための教員を配置してほしいというような意見など、校長の学校経営ビジョンを後押しするような意見を考えております。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問はありますか。

谷元委員。

○谷元委員 もう1点ですけれども、先ほどの18ページにあるイメージ図、この中に学校関係者評価というのがあるんですけども、どのような評価を指しているのかお伺いしたいと思います。

○奈良教育長 黒田教育指導課長。

○黒田教育指導課長 文部科学省の言うところの学校関係者評価は、各学校で実施しております学校教育自己診断の結果を踏まえた自己評価の結果を、保護者や地域住民などが評価することを指しております。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問はありますか。

神田委員。

○神田委員 このコミュニティ・スクールという中で、学校運営協議会のイメージ図の中で、説明にもありましたが、新しい学習指導要領でも、今後開かれた学校運営の中で、教育課程の編成については地域と様々な声を受けてというところがあると思うんですけども、この学校運営協議会の役割の中で、基本方針を承認するというのをどう捉えるのかというのはあると思います。もう少し前にいきますと、それを谷元委員が質問されたように、人事権を含めた学校運営という範疇をどう捉えて、そしてこの学校運営協議会に何を承認を得るのかということをはっきりと、先ほど3月の細則を決められるということですので、人事権を含めた教育課程編成権とか色々ありますから、そのことを含めた上で、この承認を得る教育計画の基本方針だけなのか、またその基本計画の方針を承認受けるにもどういう内容なのか、どういうレベルなのか、やはりその辺のところの声を受けとめて、どう学校運営に活かすかというのは基本だと思いますので、基本方針といえども、やはり校長が最終的に責任者ですから、その責任者の立場を考えて、どのような承認の得方がいるか、考えていただけたらと思います。

もう1点は、実施可能な小学校から随時ということで、83万4,000円で、5校程度。今年度5校、来年度5校やって、6月以降にその実施状況を見ていくことになると思うんですけども、何年間ぐらいの見通しをお持ちでしょうか。

○奈良教育長 足立学校教育部次長。

○足立学校教育部次長 失礼します。来年度から始まるものでございますので、5校程度ということで、具体には各学校が今度の2月21日に、各学校のコミュニティ会長、そして小学校の校長の合同説明会がございます。その中で説明をして、それぞれ45の小学校区がございますので、実情も違います。その部分で手を挙げていただくと。実際に5校程度実施していただく学校を十分にこちらとしても検証をしながらやっていきたいと思っております。まだ具体的に45校区というのは、具体的な年数というのは、実際に来年度やっていただく状況を見ながら検討していきたいと考えております。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等、ありますか。

本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件6について説明をお願いします。

黒田教育指導課長。

○黒田教育指導課長 続きまして、案件6、平成30年度中学生チャレンジテストの実施について、ご説明いたします。

教育委員会協議会資料、19ページをごらんください。

まず、1. 趣旨ですが、平成30年度中学生チャレンジテスト実施要領に基づき、本調査に参加することについて報告するものです。

平成30年度中学生チャレンジテストに枚方市立中学校が参加することによって、府全体の状況との関係において、本市生徒の学力や学習状況を把握・分析し、本市生徒の課題改善に向けた教育の成果と課題を検証することで、今後の教育政策や教育指導に反映させ、本市生徒の学力向上を図ります。

また、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料として、大阪府教育委員会より提出されました「評定の範囲」、「府全体の評定平均」を活用し、学校の評価活動の改善と充実を図ることを目的として実施いたします。

なお、調査結果については、実施要領に基づき、これまで本市が実施している全国及び大阪府学力・学習状況調査結果、中学生チャレンジテスト結果の公表の方針を踏まえ、各学校の授業改善、家庭学習の定着等、学力向上に活かしていくことを目的に今年度と同様に保護者や市民によりわかりやすく伝えるという観点で公表を行うものでございます。

2. 内容でございますが、恐れ入ります、裏面の20ページをごらんください。

平成30年度中学生チャレンジテスト実施要領の3 調査実施日でございますが、第1学年及び第2学年が平成31年1月10日木曜日、第3学年が平成30年6月20日水曜日となります。

続きまして、4 調査内容ですが、第1学年が国語、数学及び英語、第2学年及び第3学年は国語、社会、数学、理科及び英語となります。また、生徒に対するアンケートも合わせて実施いたします。

なお、その他の事項については、これまでと大きな変更点はございませんので、実施要領をご参照いただきますようお願いいたします。

19ページにお戻りください。

3. 総合計画等における根拠・位置付け、4. 関連法令、条例等については、記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、案件6、平成30年度中学生チャレンジテストの実施についての説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等、ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件7について説明をお願いします。

精木放課後子ども課長。

○精木放課後子ども課長 案件7、児童の放課後対策に係る取り組みについて、ご説明させていただきます。

資料の36ページをお開きください。

まず、1. 政策等の背景・目的及び効果ですが、昨年9月に、教育委員会の附属機関として設置した児童の放課後対策審議会から、本年1月30日の第4回の審議会の後、中間まとめをいただき、また、昨年10月に留守家庭児童会室に入室している児童と、その保護者を対象に実施したアンケート調査につきましても、本年1月末に集計結果がまとまるところでございます。

これを受けまして、平成30年度に、「放課後子ども教室モデル事業」を実施し、利用者のニーズの実態や、事業の効果、課題等の分析検証を行い、効果的で効率的な児童の放課後対策の確立を目指すものでございます。

次に、2. 内容でございますが、市内45小学校から4校を選定し、「放課後子ども教室モデル事業」を実施します。モデル事業の概要につきましては、別添1、放課後子ども教室モデル事業(案)によりご説明をいたします。

1 ページをお開きください。

モデル事業の趣旨及びイメージ図を記載しております。

次に、2 ページをお開きください。

上の囲みに、モデル事業実施校選定の考え方を、またページ下方にはモデル事業の実施方式を記載しております。

3 ページには、実施内容をお示ししております。

実施期間を2クールに分け、第1クールが6月から7月にかけて、午後5時までの間、Aパターンとして、校庭または体育館、図書室の自由開放を行います。

第2クールは10月から12月にかけて、午後4時半までの間、Bパターンとして、校庭等の自由開放に、定期、随時の体験活動等の教室を開催します。

4 ページをお開きください。

モデル事業における検証項目を3点囲みに記載しております。それぞれの視点に照らし合わせながら、適切な検証に努めてまいります。

5 ページから7 ページは参考資料となっておりますので、合わせてご参照ください。

恐れ入りますが、36ページの案件資料にお戻りください。

3. 実施時期等ですが、平成30年3月までに、放課後子ども教室モデル事業実施要領等を制定し、その後、モデル事業を実施します。その実施状況を踏まえ、審議会からの最終答申を受け、基本計画の策定を進めてまいります。

4. 事業費・財源及びコスト。

次のページになりますが、5. 総合計画等における根拠・位置づけ及び6. 関係法令・条例等については、記載のとおりです。

7. 資料でございますが、別添1のほか、別添2といたしまして、本年1月に、児童の放課後対策審議会からいただきました中間まとめ、別添3といたしまして、同じく、本年1月末にまとまりました留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査結果（概要）を添付しております。合わせてご参照くださいますよう、お願い申し上げます。

以上、案件7の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等、ありますか。

ご質問等がないようですので、本件につきましては説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件8について説明をお願いします。

鈴江文化財課長。

○鈴江文化財課長 案件8、公益財団法人枚方市文化財研究調査会について、ご説明いたします。

協議会資料、38ページをごらんください。

まず、1. 政策等の背景・目的及び効果でございます。枚方市では、平成28年3月に策定した枚方市新行政改革実施プランにおいて、「外郭団体等の経営健全化の促進」を取り組み課題として掲げ、団体本来のあり方を含めた検討を行ってまいりました。

このような中、文化財行政の充実に向けた組織体制の構築を目指し、文化財行政全体の効率化を見据え、埋蔵文化財調査、民俗文化財収集と旧田中家鋳物民俗資料館運営など公益財団法人枚

方市文化財研究調査会で実施している業務を平成30年度当初から文化財課の業務として一本化するための準備を進めているところです。並行して調査会の解散に向けた協議・調整を行っており、今後、調査会の評議員会において「解散」、「清算人の選任」等に関する議決が行われる予定でございます。

次に、2. 内容でございますが、これまで調査会において行ってきた埋蔵文化財調査をはじめとする文化財業務を平成30年4月に市の業務に統合します。調査会については、存続期間満了後、法人組織は解散して清算法人へ移行し、必要な事務を行ったのち清算終了となる予定でございます。

続いて、3. これまでの経過と今後の予定でございますが、平成28年3月に、枚方市新行政改革実施プランにおいて取り組み課題とされ、団体本来のあり方を含めた検討を行ってまいりました。平成29年8月24日の文教委員協議会において、文化財行政の充実にに向けた組織体制の構築についてご説明し、10月には文化財業務の統合についての協議申入書を、市から調査会へ送付しております。調査会ではこれを受けまして、文化財課への業務統合と解散の方向性について、理事長から理事会に報告され、11月には同じく評議員会に報告されております。

次ページに移りまして、本年2月から3月にかけて、調査会において、理事会及び評議員会を開催し、存続期間の設定等について議決を得、3月末をもって解散後、清算法人へ移行することとなります。

一方、4月1日から調査会業務を文化財課業務として執行するとともに、調査会所属職員は市教委所属へ身分移行いたします。また、清算終了については、平成30年度中を予定しております。

なお、4. その他としまして、業務統合をひっくるめて、埋蔵文化財発掘調査に係る契約事務の進め方などの課題整理について調査会及び市内の関係部署と協議を行ってまいります。

以上、案件8の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等、ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件9について説明をお願いします。

五島スポーツ振興課長。

○五島スポーツ振興課長 続きまして、案件9、外郭団体等の経営状況等の点検・評価結果に係る対応方針について、ご説明いたします。

協議会資料、40ページをごらんください。

1. 政策等の背景・目的ですが、外郭団体等のさらなる経営健全化の促進と、本市の団体への関与の必要性や支援の方法の見直し、団体との関係性の適正化の確保等を目的として、外郭団体等の経営状況等について、点検・評価を行ったところです。今般、対応方針を策定いたしましたので、その内容についてご報告するものでございます。今後は、この対応方針に基づき、市及び各団体において、取り組みを進めてまいります。

次に、2. 内容についてですが、(1) 対象団体といたしましては、公益財団法人枚方体育協会を含む9団体となっております。

次に、(2) 取り組みの経過でございますが、点検・評価の実施から対応方針策定までを時系

列でお示ししております。

41ページをごらんください。

(3) 対応方針につきましては、42ページの外郭団体等の経営状況等の点検・評価に係る対応方針をごらんいただきますよう、お願いいたします。

43ページから47ページまでに、公益財団法人枚方体育協会に係る点検・評価内容及び対応方針を記載しております。

点検・評価内容の主なものといたしまして、市からの委託事業では直接経費のみで構成され、間接人件費が含まれていない。民間事業者は間接費相当を考慮する必要があり、競争における公平性が担保されていない可能性があるため、活動補助金の再検討が望まれる。また、次回の指定管理者選定時には、複数の応募者が集まる手法を探る必要があるという趣旨の指摘に対し、市の対応方針としまして、活動補助金については体育協会と自立経営の実現に向けて会議を行い、平成30年度中の廃止に向けて検討を行います。また、次回の指定管理者選定に向けて、現在、サウンディングを行っており、今後、民間事業者等の参入意欲の向上を図り、申し込みにつなげていくものとしております。

恐れ入りますが、41ページにお戻りください。

3. 総合計画等における根拠・位置付け及び4. 資料については、記載のとおりでございます。以上、案件9の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等、ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件10について説明をお願いします。

中道中央図書館副館長。

○中道中央図書館副館長 続きまして、香里ヶ丘図書館の建替えについて、ご説明いたします。48ページをごらんください。

1. 政策等の背景・目的及び効果でございますが、香里ヶ丘地域の活性化に向け、香里ヶ丘図書館の建替えと隣接する中央公園の再整備を一体的に進めており、その内容について、市民アンケートと説明会を実施いたしました。その結果を反映した香里ヶ丘図書館建替え基本計画がまとまりましたので、ご報告するものでございます。

2. 内容でございますが、(1) としまして、この期間中に89人から188件のご意見をいただいております。また、市民説明会では、2日間で139人のご参加をいただいております。

具体的には、別添資料になります、香里ヶ丘図書館建替えと、香里ヶ丘中央公園再整備に関するアンケート等の実施経過についてをごらんいただけますよう、お願いいたします。

この表には、ご意見の要旨に対する市教育委員会の考え方を取りまとめております。

続きまして、(2) でございますけれども、香里ヶ丘図書館建替え基本計画につきましては、50ページの資料となります「香里ヶ丘図書館建替え基本設計概要」をご覧ください。

こちらの上の図につきましては、図書館の配置図となっております。図の右側、建物の南側に駐車場を配置いたしまして、この建物の半円形部分の内部には階段を設けます。出入口はその横からとなりまして、図の左側、建物の北側の2階には、事業者からの提案と、今回市民からいた

だいたご意見も踏まえまして、公園との機能連携を図るために、車椅子でも通行可能な緩やかなスロープ状のブリッジを1本配置し、公園の緑の広場へと繋ぎまして、行き来が容易にできるよういたします。

次に、下の図でございますが、1階平面図となっております、出入口入って右側に談話のスペースがあり、そこから中に入って行きますと、受付カウンター、通路の左側には子育てや子どものコーナー、右側には一般書のコーナーが広がってまいります。閲覧室の奥には、市民からのご意見も踏まえまして、公園の緑を見ながら図書を閲覧することのできるブラウジングコーナーとなります。

次に、51ページをごらんください。

上の図は2階平面図となっております、多目的室を配置するとともに、バルコニーでも読書が楽しめるように整備いたします。このバルコニーからブリッジを通じて緑の広場へと繋がっており、事業者の提案を踏まえまして、生き物や星座の観察、それからウォーキング、ヨガなどの体操、図書館で本を使って、生き物や星などの調べものなど、公園との機能連携を意識した取り組みを行ってまいります。

下の図でございますが、立面図となりまして、西側壁面の処理に対する市民からのご意見を踏まえまして、西日を受けることによる著書への影響や自然な明かりの取り入れ、安全性や維持管理の観点などを考慮いたしまして、小さな窓を配置することで対応してまいります。また、2階の屋根部分にはソーラーパネルを配置するとともに、バルコニーなどには緑化のための植え込みを設けるなど、環境に配慮していきます。

恐れ入りますが、48ページにお戻りください。

3. 実施時期等（今後の予定）でございますが、来る2月25日及び27日に、改めて市民説明会を開催し、3月1日からは図書館は休館に入っております。

49ページをごらんください。

休館に伴う代替サービスを行った後、図書館は平成32年夏頃に再オープンする予定でございます。

4. 総合計画における根拠・位置づけ及び5. 関係法令・条例等につきましては、ご覧のとおりでございます。

6. 事業費・財源及びコストにつきましては、事業費といたしまして1億2,580万円を見込んでおり、事業内容及び財源につきましては、記載のとおりです。

資料につきましては、先ほどのとおりでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等、ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については説明の聴取程度にとどめます。

案件1の教育委員会機構改革の実施についてで、社会教育部への質問が神田委員からございましたが、それについて補足説明をしたいということですので、認めます。

山口社会教育部次長。

○山口社会教育部次長 恐れ入ります、2点ですが、訂正と補足をさせていただきます。

神田委員からご質問いただきました時に、私の説明の中で、青少年を対象とした事業をやっておりますということを申しましたが、平成28年、29年については、青少年を直接に対象とした事業は行っていません。もう一点は、これまで青少年の教育に関することは、成人教育に包括して解釈しているということを申し上げましたが、事務分掌に、今現在、社会教育に関する企画立案という文章があります。そこで包括して、今までやってきたということ。これは先ほど成人教育に包括すると言いました。これは間違いでございまして、成人教育は成人教育。そして、家庭教育、人権教育という項目がありまして、それと、社会教育に関する調査・研究及び企画立案という文章の4本立てになっておりまして、成人教育、青少年教育については明記がありませんでした。子ども青少年部ができた時に、いわゆる社会教育部で青少年事業というのは当然できますので、明記するべきところでしたが、社会教育全般の企画立案という文章があるので、ここに包括をして解釈してやっておりましたが、今回、青少年教育に関する、社会教育に関することを明記させてもらいました。

このことと、子どもの社会教育。これにつきましても、先ほどの社会教育に関する企画立案で全て包括してできるんですけども、今回、全児童を対象とした放課後対策、これを平成29年度から社会教育課と放課後子ども課の協働でやっておりますが、主たる所管は社会教育課ということでやっておりますので、これもそこに明記をさせていただきます。このようなことでございませぬ。どうも申しわけございませんでした。

○奈良教育長 本日の協議会の案件は以上となりますので、協議会を終了いたします。